

岩手県立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 7 月 19 日

岩手県教育委員会

委員長 安藤 厚

岩手県教育委員会規則第 12 号

岩手県立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

岩手県立高等学校の管理運営に関する規則（昭和 32 年岩手県教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第 2（第 3 条関係） 高等学校の専攻科の学級編制				別表第 2（第 3 条関係） 高等学校の専攻科の学級編制			
学校名	区分	学科名	学級数	学校名	区分	学科名	学級数
岩手県立宮古水産高等学校	[略]			岩手県立黒沢尻工業高等学校	本校	工業技術科	<u>1</u>
				岩手県立宮古水産高等学校	[略]		
備考 [略]				備考 [略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。